
規 則

高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則

高知県理容師法施行細則（平成5年高知県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「理容所を開設している場合」を「美容所を開設している場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則